

東京女子体育大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京女子体育大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京女子体育大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、実質的な創設者藤村トヨが掲げた建学の精神及び使命・目的を寄附行為、学則に明確に規定しており、創設者の女性観、教育観を1年次から学ぶことができる。教育理念と教育目標及び三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）も公表され、周知されている。

大学の使命・目的及び教育研究組織として体育学部体育学科及び各付属機関を設置し、平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた「7年間長期計画プロジェクト」を掲げるとともに、地域社会と共存したスポーツ、健康の大切さを伝え、文化の振興に寄与している。

毎年、全国各都道府県において保護者懇談会が開催され、この内容を報告書として公表し、改善に努めている。

「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れ、教育課程及び教授方法は適切であり、学修・生活支援についても多様な授業支援と学生サービスが行われている。極めて多くの学生が教育職員免許状を取得するため、教育課程編成に配慮がなされている。受講者が多い授業科目には、担当教員の希望に応じ、SA(Student Assistant)の配置や受講者の必要に応じてノートテーカーを配置するなど、障がいのある学生に対しても学修及び授業支援が積極的に行われている。

単位認定、卒業認定は、明確な基準に基づき行われ、学生への周知も図られている。

学生への経済的支援は、一般的な奨学金とは別に、大学独自の奨学金が設けられている。学生生活の充実のための支援は、責任を持った指導体制と医師、臨床心理士、理学療法士、看護師による心身の健康面などのサポート体制が構築されている。

大学の教育目的を達成するための教員配置は適切であり、校地・校舎なども大学設置基準を満たし、快適な教育環境が整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人は、学校法人の最高決議機関である理事会、評議員会と大学の意思決定機関である教授会は、理事長及び学長のリーダーシップによって、情報の共有、意思決定の円滑化及び相互チェックによるガバナンスが図られ適正に運営されている。また、法人の経営及び管理運営を円滑にするため常任理事会が毎月3、4回開催されている。

教育情報や財務情報は、ホームページなどに公開されるとともに、財務情報は閲覧に供している。中長期計画に基づき適切な財務運営と安定した財務基盤が担保されており、会

計処理は適切に実施され、監事による監査機能体制が整備されている。

環境保全、人権、安全への配慮は、学生参加による避難訓練、火災・防災訓練、AED（自動体外式除細動器）講習が実施されている。体育館等は、耐震基準の適合に年次計画を策定し改善に努めており、省エネルギー策にも積極的な取組みがされている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は、組織的に教育・研究活動の改善のため「評価委員会」を設けて自己点検・評価を実施し、その結果は、資料編を加え「点検評価年報」として 2 年ごとに刊行されるとともにホームページで公開されている。

体育大学の特色を生かした「地域交流センター」を設置し、積極的に連携、協力、貢献を行い、教職員及び学生が一体となって地域の発展と人材の育成に寄与している。

総じて、大学は、建学の精神及び使命に基づき適切に運営されている。教育課程及び教授方法は大学の特色を生かし、創意工夫されている。経営、管理及び財務に関しては、適切に行われている。自己点検・評価は、定期的実施されており、今後の成果が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携協力・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、実質的な創設者藤村トヨの掲げた建学の精神を礎にした人材育成を目指しており、使命・目的は学則第 1 条に明確に記されている。また、教育理念を踏まえた教育目標を明示している。大学の使命・目的、教育目標は、学生便覧及び学校案内並びにホームページで簡潔に示されている。また、平成 32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた「7 年間長期計画プロジェクト」を策定し、地域社会と共存しスポーツの楽しさ、健康の大切さを伝え、文化の振興に寄与する人材の育成に力を注ぐとともに、国立市などからの要請に応じている。

学生は、多目的に使用できるスーツの着用が入学時から求められており、学内外での各

種の式典、教育実習、就職活動、部活動等で幅広く着用され、学生からは好評である。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

平成 24(2012)年度から、1 年次生全員を対象に導入教育科目として実質的な創設者である藤村トヨの女性観・教育観を学ぶ「藤村トヨの教育」が設定され、学生が早期から建学の精神を学ぶことができるように構成されている。この導入教育への学生の興味・関心や授業内容への満足度が高く、現在の学校教育や体育・スポーツの現状の変化に適合した教育といえる。

大学の使命・目的は、学校教育法第 83 条及び大学設置基準第 2 条の法令に適合している。建学の精神を踏まえた三つの教育理念を揚げるとともに、八つの教育目標を定め、個性・特色を明示している。また、4 年間の学びの特色及びポイントとして四つの項目を設定し、学生便覧等に明示されている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学長は、入学式の式辞で「建学の精神」に触れ、入学生及び保護者に語りかけ、その内容を大学ホームページに掲載し、学外に公表している。

大学の使命・目的は、学生便覧、学校案内、ホームページで公表されているとともに、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーも学内外に周知されている。

大学は、中長期的な計画及び三つの方針を定め、使命・目的等を反映させている。教育研究組織として 1 学部 1 学科及び「女子体育研究所」等の各付属機関を設置しており、使命・目的等に整合した構成となっている。

また、大学には、全国各都道府県に支部組織があり、毎年開催される保護者懇談会に教

員（部館所長、同経験者）が赴き、大学の現況や学生生活等を説明するとともに、保護者からの意見、要望等を聴取し、これを「保護者懇談会報告書」としてまとめ公表し、改善に努めている。

【優れた点】

○学長は、入学式の「式辞」で建学の精神に触れ、入学生及び保護者に語りかけ、その内容を大学ホームページに掲載し学外にも公表していることは高く評価できる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは各年度の学生募集要項やホームページに掲載し、周知するとともに、ホームページの入学選考概要のページ冒頭に掲載し高校生・志願者に対して告知している。また、特任教授や事務管理職経験者などが高等学校を訪問し、入試制度や教育内容、進路動向などについて説明を行っており、学生募集を積極的に図っている。

入学試験には推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、AO 型入試など多様な方法を用意しており、それぞれにおいて異なった募集内容と方法の選抜を実施している。このような入試方法の工夫により、特色ある学生の受入れに努めている。またオープンキャンパスや学外オープンキャンパスを実施し、入学試験に関する個別指導等も実施している。

その結果、入学定員を超える受験生と定員を充足する入学者数を確保している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育課程は、学則第 20 条から第 23 条において定め、教養科目、専門科目、教職科目に分けて編成している。教養科目以外に導入科目として「藤村トヨの教育」や「国語基礎講座」などの特色ある科目を設け幅広い教養の習得に努めている。これらの教育課程編成方針は授業支援ガイドブック、学生便覧等に明確に示されている。

専門に関する科目の「運動専攻理論」と「運動専攻実技」は、運動専攻コース別に行うことで専門性を高めている。運動専攻コースには、専門技能・指導力向上コース、教師力強化コース、地域スポーツコース、健康スポーツ科学コース、野外スポーツコース、ダンス・表現コースが設定されている。

全教員・全教科について授業評価を実施し、授業実施後には「シラバスに基づく授業展開実施報告書」によって授業改善方策を報告するなど、教授方法の工夫・開発に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

入学直後に全学生を対象としたフレッシュウィーク期間を設け、履修指導などを行っている。同時に資格取得や図書館利用案内などのオリエンテーションも実施している。新入生にはグループ担任が個人面接を通して学修意欲の向上を図り、学修技法をアドバイスしている。教務部・学生部が連携して各授業担当者に長期欠席学生の調査を依頼し、授業を欠席している学生を把握してゼミ担当教員などによる指導を実施している。また、臨床心理士によるメンタル相談も実施し、全教員が週 1 回以上のオフィスアワーを設け、学生の諸々の相談を受けている。

受講者が多い授業科目には担当教員の希望に応じて SA を配置しており、必要に応じてノートテーカーも配置している。また、「授業評価アンケート」を実施し、学生から積極的に改善意見を収集している。

このように学生の学修上の悩みや授業支援に対する意見をくみ上げ、グループ担任及び、ゼミ担当教員が指導・助言するなど、教職員協働による学生への学修及び授業支援が積極的に行われている。

【優れた点】

○ノートテーカーを必要に応じて配置し、ボランティア養成講座においてその養成に努めている点は評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位の認定は、学則第 27 条に規定されており、成績評価基準は「授業科目の履修等に関する内規」第 15 条で定めている。同内規第 10 条には、病気、親族の不幸、採用試験や公式試合等によって定期試験の受験不可能な学生に対して考慮することが明記されるなど学生への配慮がなされている。定期試験の成績が不可の学生に対しては、同内規第 12 条により事情に応じて再試験の機会を与えている。単位の認定方法や成績基準等は全授業科目についてシラバスにおいて明記されており、ホームページ等で一般公開されている。

編入学生の既修得単位は「編入学者の単位認定に関する内規」により 60 単位を超えない範囲で読替え認定することができる。また、他大学及び大学以外の教育機関並びに入学前における履修単位は、学則第 28 条及び第 29 条で 60 単位を超えない範囲で認めるとなっており、それぞれに対応している。

卒業要件及び単位認定は、学則第 30 条で規定されており、授業支援ガイドブックにおいて学生への周知を図っている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

授業として「キャリアデザイン I・II」を設置し、学生の社会的・職業的自立に関する指導を行っている。また、「就職活動ガイドブック『なりたい!』の実現を目指して」「資格取得の手引き」の冊子を作成し、キャリア支援課職員と教員組織のキャリア支援委員会によるキャリア支援を実施している。年間を通じた就職に関するオリエンテーションを行い、「特別講座」「就職対策講座」「資格取得支援講座」などへの参加を促している。社会体育施設や一般企業の採用担当者との懇談会を毎年実施し、学生指導に役立つ意見を聴取している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生の単位修得状況の他、教育職員免許状等の資格取得状況などを把握し、問題を抱える学生に対しては教科担当教員や担任が指導する体制がとられている。また、ほとんどの学生が教育職員免許状を取得するため、教育課程編成に配慮がなされている。授業内容改善に関しては、全教員・全科目で授業アンケートによる授業評価が行われ、更に授業担当者は、期末に提出する「シラバスに基づく授業展開実施報告書」と学生の「授業評価アンケート」の結果を受けて、授業改善方策の報告を行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

全国都道府県の後援会支部を通じた教員と保護者の意見交換、またアンケートによる要望等を学生指導や大学内の改善に役立てている。クラブ活動においては専任教員などによる責任を持った指導体制がとられ、大学、後援会、学友会から補助費も支給されている。

学生への経済的支援としては、一般的な奨学金とは別に大学独自の奨学金が設けられている。障がいのある学生に対しては、教職員及び学生が一体となったサポート体制が構築され、学生の心身の健康面に関しては、医師、臨床心理士、理学療法士による診察、相談、指導等の体制が整えられている。

また定期・追試験で成績評価が出なかった学生に対しては学力保障期間を設け、その中で補講等の個別指導を行い、再試験を実施するなど学生の学力向上に努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教育を実施するため、大学設置基準を上回る専任教員を配置しており、実技・実習系授業の充実及び効率化を図るために教務補佐員も任用している。専任教員全体に占める年齢の割合は、年齢に偏りがあるものの計画的に採用が行われており、採用、昇任については「東京女子体育大学教育職員資格審査規程」及び「職員任

用の内規」等に基づいている。授業評価は全ての科目で行われ、実技系科目と講義系科目に分類して集計、評価するなど改善に努めている。FD 活動に関しては規定に基づき委員会が設置され、授業評価に関する事項や教育及び研究の改善に関する事項などの 5 項目に関して、それぞれの課題解決を目指して検討が行われている。教養教育における課題の検討及びそれらに関する改善提案については教務委員会が担っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育理念を踏まえた教育目的の達成のために必要な校地、校舎、施設設備等の学修環境は、適切に整備、活用されており、法令に基づく維持・管理がなされている。図書館の充実度は、施設設備のハード面だけでなく、新刊の特別展示、学生による選書会、また広報活動も充実している。

授業は少人数による授業を基本とし、授業効果の向上と学生掌握に努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、経営の規律と誠実性の維持のため教育基本法及び学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守し、建学の精神を基に適正に運営されている。また、学校教育法施行規則等で指定している教育情報や財務情報もホームページ等で公表されるとともに、

財務情報は閲覧に供している。

環境保全、人権、安全への配慮は、学生参加による避難訓練及び火災・防災訓練、AED講習が実施されるとともに、ハラスメント防止・排除規定を制定するなど、人権への配慮を行っている。また、省エネルギー策の取組みは、積極的に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人は、使命・目的の達成のため、寄附行為に則し、理事会、評議員会を設置している。学校法人の最高意思決定機関として理事会、監事、評議員会の三機関が適切に機能し、学校法人の健全な管理・運営と意思決定が行われている。

平成 24(2012)年度からは、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるため、「常任理事会」が設置され、毎月 3、4 回開かれている。

なお、理事会は、毎月 1 回開催されており、全員の理事、監事が出席している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は、意思決定機関としての教授会、各委員会等を設置しており、権限と責任は明確になっており、適切に機能を果たしている。

同一キャンパスには、短期大学が設置・運営されており、大学、短期大学の情報共有する重要事項は「合同教授会」で審議、報告されている。

学長は、「部館所長会議」教授会の議長を務め、共通審議事項や教授会審議事項を判断するとともに、合同教授会の直近に開催された理事会の審議事項、報告事項を報告し、大学の意思決定組織の連携を図っており、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。また、学長の在任期間を 6 年と定め、活性化が図られている。

理事会に付議される案件は、学長から常任理事会、理事会へ上申され、教学の意思が適切に法人へ反映されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる

意思決定の円滑化

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

監事の選任及び職務については、寄附行為に定められている規定どおり、適切に執行されている。また、監事の理事会、評議員会における出席状況は適切である。

学校法人の最高決議機関である理事会と教学の意思決定機関である教授会は、理事長及び学長のリーダーシップによって、理事会と大学の情報の共有と意思決定の円滑化及び相互チェックによるガバナンスが図られている。

法人の経営及び管理運営を円滑に進めるため、平成 24(2012)年度に設置された常任理事会は、理事会から委任された事項の執行だけでなく、各種委員会等からの要望・提案を審議し、理事会の審議事項や報告事項に上程するなど、ボトムアップのシステムが機能している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の一部事務組織は、共通組織として運営され、少人数で効率化が図られている。また、事務組織についての諸規定が整備されており、業務の効果的な執行体制が確保されている。

事務業務の執行は、事務局長、教務部長、学生部長及びキャリア支援部長等が適切に管理している。

事務職員は、能力開発及び業務のスキルアップのために、公的機関等が主催する各種研修会・講習会等を積極的に受講している。平成 26(2014)年度には、SD(Staff Development)推進プロジェクトチームを立上げ、組織的に事務職員の資質・能力の向上を図っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学は、平成 24(2012)年度に教学改革の「藤村学園教育改革の基本構想」に対応した「中長期財務計画（平成 25 年度～平成 30 年度）」を策定し、収容定員を確保して早期に帰属収支の均衡を図る健全な財政を目指したが、平成 25(2013)年 3 月に改革の一つである改組改編計画を中断した。平成 26(2014)年度には同基本構想の点検、見直しをし中長期計画及び「中期財務計画」を策定するなど PDCA サイクルによる経営基盤の安定化を図っている。

大学の経営基盤となる学生数は、収容定員を上回っており確保されている。財務の主な経営指標比率も良好な状態で、財政基盤の確立と収支のバランスが確保されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算の執行管理は、学校法人会計基準及び「学校法人藤村学園経理規程」等の諸規定を遵守し、適正な会計処理が実施されている。

予算及び補正予算は、「学校法人藤村学園経理規程」の定めに基づき、教育・研究計画を付して予算委員会等で審議し評議員会に提案した後、理事会で決定されている。

会計監査は、公認会計士による会計監査及び監事による業務監査と会計監査により、適正かつ厳正に実施されている。決算では公認会計士と監事による意見交換を行い、監査機能の充実・強化を図っている。公的研究費については内部監査を実施し、不正行為の防止を図っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に関する規定が整備されており、教育・研究活動及び大学運営の改善のため、自主的に評価委員会を設け、組織的に自己点検・評価を毎年、適切に実施している。

自己点検・評価結果の報告は、2年ごとに「点検評価年報」という冊子にまとめ配付している。

授業評価アンケートを含む自己点検・評価を毎年実施することで、今後の教育・研究活動の課題を早期に把握し、改善につなげている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、評価委員会が独自に定めた点検評価項目に基づき、毎年実施している。点検評価項目は、3段階(A・B・C)での評価を設定し、A又はCと評価した理由を記載するとともに、前年度と比較した改善点を記載している。

結果報告は、報告としてまとめ図書館等で閲覧に供していたが、平成19(2007)年度の報告からはホームページで公表している。また、2年ごとに現状が把握できるデータ編を加えた「点検評価年報」としてまとめ、冊子にして理事・部館所長及び課長に配付し、自己点検・評価結果の共有化を図るとともに、ホームページに掲載し公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は、自己点検・評価の結果報告を、教育研究や大学運営の改善・向上に向けて、ホームページ等に公表している他、2年ごとに冊子にまとめ配付するなど、結果の共有化を図り改善を続けている。

結果の活用については、「学生による授業に関するアンケート調査」の集計結果を各授業担当者に配付する他、学長は必要に応じて授業担当者と面談し、授業改善に努めている。

今後は、組織的な PDCA サイクルの機能が深化することを期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携協力・社会貢献

A-1 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化と実施体制

- A-1-① 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化
- A-1-② 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する実施体制の整備

A-2 地域社会との連携協力・地域社会への貢献の具体性

- A-2-① 大学の人的・物的資源を生かした公開講座の実施
- A-2-② 地域の要求にこたえるジュニア・ユースクラブの実施
- A-2-③ 学生のボランティア活動等の支援
- A-2-④ ボランティア講座の実施
- A-2-⑤ 上級学校訪問・職場体験の受入

【概評】

大学案内やホームページで、大学の教育目標にある「社会や人類の発展に貢献する人材育成」を挙げ、「文化としてのスポーツを社会に浸透させ、心豊かな人間社会に貢献する人材の育成」を目指していることを表明している。また、体育大学としての特色を生かしながら、積極的に地域と連携・協力しながら地域社会へ貢献していく姿勢を明示している。そして地域社会からの連携・協力の要請に対する対応及びジュニア選手の強化推進を図るために「地域交流センター」が設置され、学生の社会活動や自己啓発活動の促進に資するとともに、社会貢献の機能を果たしている。「地域交流センター」の円滑な運営を行うために専任職員を配置するとともに運営委員会が置かれ、教職員及び学生が一体となって地域貢献事業に対応していく体制が整えられている。東京都教育委員会との連携事業及び国立市との包括連携協定において、相互協力と連携を図り、更に地域の発展と人材の育成に寄与している。

公開講座は近隣自治体と連携しながら体育大学としての特色を生かした数多くの講座が開講されており、更に講座を増設しながら専門性を深めることに努めている。対象は幼児、小学生、高校生、成人などと幅広く、受講については無料の措置がとられている。受講者からの満足度や評価も高く、継続的に参加している受講者が多い。これらの指導には教員はもとより卒業生も加わり、学生がアシスタントとして、地域交流センター運営委員と職員が運営面のサポートに当たるなど、大学が一体となって行われている。また、子どもを対象としたジュニア・ユースクラブも開講し、ジュニアの育成・強化にも力を注いでいる。ボランティア活動は、公開講座と同様に体育大学としての特色を生かしながら主にクラブ単位で対応しており、スポーツボランティア活動が主な活動形態となっている。大学を会場とした各種大会の開催や運営支援も積極的に行っている。これらは全て「地域交流センター」が中心となって実施されており、大学の資源である施設、人材、指導力、競技力、

学識などが地域社会に還元されている。

